

**議案第15号 三田市民病院事業の設置等に関する条例及び三田市民病院事業使用料  
及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

1. 三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正

【趣旨】 三田市民病院事業について指定管理者制度を導入するに当たり、三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するもの。

【内容】 三田市民病院事業について指定管理者制度を導入するに当たり、地方自治法244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）の規定に基づき「指定の手続き」、「管理の基準」、「業務の範囲」、「利用料金」に関する規定を定める。

【施行期日】 公布の日から施行する。

【予算措置】 なし

2. 三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部改正

【趣旨】 三田市民病院事業について指定管理者制度を導入するに当たり、利用料金制度を採用するため、三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正するもの。

【内容】 利用料金制度を採用する際の読替え規定を定める。

【施行期日】 公布の日から施行する。

【予算措置】 なし